平成２３年（フ）第１１９号
福岡市南区桧原４丁目39番２号、前住所福岡市城南区片江１丁目８番９号
破産者　坂田　裕美
1　破産債権の届出期間　平成24年６月８日まで
2　一般調査期日　平成24年６月22日午前10時30分
平成24年４月20日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２７１８号
福岡県筑紫郡那珂川町松木３丁目162番地２
破産者　株式会社アベニュー
1　破産債権の届出期間　平成24年６月20日まで
2　一般調査期日　平成24年７月19日午後１時30分
平成24年４月19日
福岡地方裁判所第４民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２３年（フ）第８４６０号
大阪府高槻市城北町１丁目12番４号
破産者　赤澤千良子
異議申述期間　平成24年６月15日まで
平成24年４月23日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４０３号
福岡市南区塩原２丁目２番17号
破産者　有限会社Ｕｐ－ｓｐａｃｅ
異議申述期間　平成24年６月18日まで
平成24年４月17日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第５０４号
福岡県太宰府市宰府４丁目９番32号
破産者　有限会社ヨシタケ
異議申述期間　平成24年６月18日まで
平成24年４月17日
福岡地方裁判所第４民事部

特別清算開始

平成２４年（ヒ）第２０２１号
東京都荒川区東日暮里４丁目32番12号
清算株式会社　株式会社イーデン
代表清算人　星野　隆宏
1　決定年月日　平成24年４月19日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

監 督 命 令

平成２４年（再）第１号
香川県高松市勅使町212番地１
再生債務者　株式会社うどんの庄かな泉
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　香川県高松市寿町１丁目２番５号井門高松ビル６階　滝口・上枝法律事務所　弁護士　滝口　耕司
平成24年４月20日
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２４年（再）第２号
福岡市東区馬出４丁目８番31号
再生債務者　高丘（正）組こと　高丘　哲也
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　福岡市中央区大名２－４－30西鉄赤坂ビル８階川副・大神・福地法律事務所　弁護士　大神　昌憲
平成24年４月19日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（再）第１号
鹿児島県大島郡宇検村須古377番地１
再生債務者　株式会社山下建設
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　鹿児島市金生町７番８号　鹿児島金生町ビル　福元法律事務所　弁護士　福元紳一
平成24年４月19日
鹿児島地方裁判所名瀬支部

再生手続開始

平成２４年（再）第２号
千葉県船橋市二宮２丁目28番15号
再生債務者　三弊　　明
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後１時30分
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年５月28日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成24年７月16日から平成24年７月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（再）第１号
新潟県佐渡市小木町1935番地11
再生債務者　小木観光株式会社
代表者代表取締役　高津　孝典
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年５月18日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成24年６月22日から平成24年７月６日まで
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２４年（再）第１号
石川県能美市浜町ル73番地の４
再生債務者　株式会社山田特機
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後４時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年５月18日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成24年６月８日から平成24年６月22日まで
金沢地方裁判所小松支部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２３年（再）第１号
仙台市青葉区一番町４丁目６番１号、商業登記簿上の本店所在地東京都中央区八丁堀１丁目５番１号
再生債務者　株式会社サンシティ
1　決議に付する計画案　平成24年３月５日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成24年５月28日午後１時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成24年５月21日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成24年５月21日
平成24年４月19日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２３年（再）第２号
愛媛県宇和島市住吉町３丁目１番１号
再生債務者　辻水産株式会社
1　決議に付する計画案　平成24年３月16日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成24年５月31日午後３時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成24年５月30日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成24年５月30日
平成24年４月19日　　松山地方裁判所民事部

再生計画認可

平成２３年（再）第２号
福島県田村郡小野町大字小野新町字中通21番地の１
再生債務者　秋田　佳一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成24年４月20日　福島地方裁判所郡山支部

平成２３年（再）第１号
福井県越前市新町第７号８番地
再生債務者　武生商業開発株式会社
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成24年４月17日
福井地方裁判所民事部破産・再生係

平成２３年（再）第２号
福井県越前市新保町第32号１番地の１
再生債務者　丹南開発株式会社
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成24年４月17日
福井地方裁判所民事部破産・再生係